

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001 令和6年08月30日	令和7年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託	21,700,000		21,694,279	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和6年04月01日	令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料について	270,816,000		277,407,000	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	社会福祉法人積慶園 他38件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有	1
003 令和6年04月23日	令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料について（新規開設分）	6,944,000		7,113,000	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	一般社団法人merryat tice	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
004 令和6年04月01日	令和6年度放課後ほっと広場事業の委託	94,952,648	①112,099,004	123,237,110	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和6年04月01日	令和6年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託	946,757,307	①1,049,659,606	1,109,268,740	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協 議会 他35件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和6年04月01日	令和6年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	47,886,650	①60,535,250	68,767,718	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 育成推進課	社会福祉法人信愛保育園 他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和6年12月02日	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（開発）（二次）	176,484,000		176,484,000	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度 ACOS児童手当システムの改 修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008 令和7年01月31日	児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（総合テスト）（二次）	12,745,700		12,745,700	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	児童手当拡充に伴う令和6年度 ACOS児童手当システムの改 修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和7年01月31日	データ標準レイアウト改版への対応に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（開発）	28,114,900		28,114,900	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	データ標準レイアウト改版への 対応に伴う令和6年度児童手当 ACOSシステムの改修コン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和6年10月01日	京都市里親養育推進拠点事業等に係る業務委託	39,657,920		39,657,920	子ども若者はぐくみ 局子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
011 令和7年01月06日	令和6年度 京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無 償化システムデータ移行検証対応（試行フェーズ以降）委託業 務	8,064,375		8,064,375	子ども若者はぐくみ 局幼保総合支援室	令和6年度 京都市子ども・子 育て支援制度システム保守・運 用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012 令和6年03月29日	（単価契約）令和6年度京都市民間保育園等障害児加配補助金等に係る対象児童の判定のための訪問調査業務	予定 総額 7,429,500		7,429,500	子ども若者はぐくみ 局幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年京都市はたちを祝う記念式典運営業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年8月30日

(変更後) 令和7年2月28日

### 4 履行期間

令和6年8月30日から令和7年2月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地

株式会社 関広

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 21,700,000円

(変更後) 21,694,279円

### 7 契約内容

「令和7年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(変更契約の理由)

警察指示による雑踏対策強化のための警備員及び物品（カラーコーンバー等）の増設並びに必要物品の数量の変動等により、契約金額に変更が生じたもの

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、あらかじめ定められた評価項目に基づき書類審査を行った結果、高い評価を得たため。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料について

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和6年10月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

別紙参照

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 270,816,000円

(変更後) 277,407,000円

### 7 契約内容

特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（変更契約の理由）

こども家庭庁の重層的支援体制整備事業交付金（地域子育て支援拠点事業）の基準額が増額となつたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。

種別	名称	職名	代表者名	住所	施設名
社会福祉法人	積慶園	理事長	古村 正哉	京都市西京区桜原角田町1-42	ほっこリースペース
社会福祉法人	眞友福祉会	理事長	片山 定嗣	京都市伏見区石田桜木町3	桜木ふれ愛の家
社会福祉法人	大宅福祉会	理事長	山手 重信	京都市山科区大宅五反畠町69-5	Coco smile oyake
特定非営利活動法人	西賀茂プレイセンターFKC	理事長	杉本 亮子	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	西賀茂プレイセンターFKC
医療法人財団	今井会足立病院	理事長	畠山 博	京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481	足立病院マミーズスクエア
任意団体	まちの縁側「とねりこの家」運営委員会	運営委員長	水無瀬 文子	京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370	まちの縁側「とねりこの家」
社会福祉法人	京都老人福祉協会	理事長	馬場 協一郎	京都市伏見区大龜谷東古御香町59-60	稻荷の家 ほっこり
医療法人	医療法人社団 中部産婦人科医院	理事長	中部 健	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	中部はすの実ひろば
任意団体	「ハートの家族」運営委員会	運営委員長	白井 智子	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	ハートの家族
特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	理事長	根本 賢一	京都市山科区御陵久保町52-24 2階	格致つどいの広場
特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	理事長	品田 真孝(まさゆき)	京都市山科区音羽伊勢宿町33番地77	げんきスポット0-3(ぜろさん)
特定非営利活動法人	夢いろ	理事長	長崎 純子	京都市右京区花園土堂町14-4	ばれっとひろば
宗教法人	隨林寺	代表役員	戸津川 聖信	京都市南区西九条東島町15-1	隨林寺つどいの広場
一般社団法人	京都市ひとり親家庭福祉連合会	会長	横内 美佐子	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	ほっこりはあと出町
任意団体	どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	委員長	蓮岡 修	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	どんぐり広場
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	理事長	藤本 明美	京都市伏見区深草願成町32-2	いっぽ
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	理事長	藤本 明美	京都市伏見区深草願成町32-2	ま~ぶりんぐ
任意団体	大原自治連合会	会長	飛田 義和	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	つどいの広場 びーちくばーちく
社会福祉法人	宏量福祉会	理事長	芹澤 出	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	ひだまり・ホット・みやこ
公益社団法人	京都市児童館学童連盟	会長	稻川 昌実	京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎2階	のこちゃん広場
社会福祉法人	光寿福祉会	理事長	嶋本 弘文	京都市山科区安朱北屋敷町9	安朱つどいの広場 おじぞうさん
社会福祉法人	上総福祉会	理事長	渡辺 秀明	京都市北区小山上総町7	上総つどいの広場 すずらんど
社会福祉法人	京都老人福祉協会	理事長	馬場 協一郎	京都市伏見区大龜谷東古御香町59-60	墨染つどいの広場 ほっこり
社会福祉法人	浄正寺福祉会	理事長	中浦 正音	京都市下京区七条御所ノ内南町56	フレンドリーハウス西八条
任意団体	おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	委員長	鈴木 まゆみ	京都市上京区裏門通一条下る今新在家町205-7	おひさまルーム
社会福祉法人	妙秀福祉会	理事長	森口 源造	京都市北区鷹峯黒門町15-2	八瀬わらべっ子広場
任意団体	福祉あんしん京北ネットワーク協議会	会長	樋口 道隆	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北合同庁舎3階	京北にこにこ広場
社会福祉法人	志心福祉会	理事長	谷口 久仁子	京都市伏見区石田川向町1-7	はなぶさつどいの広場 スマイル
任意団体	かしの木子育て支援事業運営委員会	委員長	蓮岡 修	京都市北区紫野上築山町1-3	かしの木
社会福祉法人	健光園	理事長	古石 隆光	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	嵯峨ひかり広場
特定非営利活動法人	FaSoLabo京都	理事長	楠 隆	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	ぴいちゃん
社会福祉法人	カトリック京都司教区カリタス会	理事長	井上 新二	京都市北区衣笠西尊上院町22	金閣つどいの広場 ひまわり
社会福祉法人	積慶園	理事長	古村 正哉	京都市西京区桜原角田町1-42	バンブーホーム
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	理事長	藤本 明美	京都市伏見区深草願成町32-2	びおと~ふ
一般社団法人	Be Better	代表理事	小川 智弘	京都市上京区竹屋町通日暮東入藁屋町535-125	つどいの広場 Be be(べべ)
社会福祉法人	小松谷福祉会	理事長	吉澤 浩則	京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553	ありんこ広場
社会福祉法人	迦陵園	理事長	廣 啓司	京都市左京区下鴨宮崎町109	下鴨つどいの広場 こがも
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	理事長	藤本 明美	京都市伏見区深草願成町32-2	つどいの広場わくわく
特定非営利活動法人	そらく	理事長	芝原 健仁	京都市北区紫野下柏野町56-6	そらひろば

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業委託料について（新規開設分）

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月23日

(変更後) 令和6年10月1日

### 4 履行期間

令和6年4月23日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

埼玉県戸田市新曽397 メゾンサファイア110

一般社団法人 merry attic

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 6,944,000円

(変更後) 7,113,000円

### 7 契約内容

特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや、地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(変更契約の理由)

こども家庭庁の重層的支援体制整備事業交付金（地域子育て支援拠点事業）の基準額が増額となつたため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、その合計得点が1位であったため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度放課後ほっと広場事業の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和6年10月1日

(変更後) 令和7年3月31日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階

京都市学童保育所管理委員会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 94, 952, 648円

(変更①) 112, 099, 004円

(変更後) 123, 237, 110円

### 7 契約内容

放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、下半期の事業実績（利用料金、障害のある児童の受入状況に応じた加算等）に基づき変更契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和6年10月1日

(変更後) 令和7年3月31日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

別紙参照

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 946, 757, 307円

(変更①) 1, 049, 659, 606円

(変更後) 1, 109, 268, 740円

### 7 契約内容

児童への健全な遊びの場所の提供、放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、下半期の事業実績（利用料金実績、障害のある児童の受入状況に応じた加算等）に基づき変更契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更①) 令和6年10月1日

(変更後) 令和7年3月31日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

① 京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20

社会福祉法人信愛保育園

② 京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553—5

社会福祉法人小松谷福祉会

③ 京都市伏見区桃山町大島38—110

社会福祉法人美樹和会

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 47,886,650円

(変更①) 60,535,250円

(変更後) 68,767,718円

① 社会福祉法人信愛保育園 : 25,144,912円

② 社会福祉法人小松谷福祉会 : 14,540,627円

③ 社会福祉法人美樹和会 : 29,082,179円

### 7 契約内容

放課後児童健全育成事業の実施及び当該事業の利用決定に関する業務等を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年4月1日、同年10月1日付で締結した委託契約について、下半期の事業実績（利用料金実績、障害のある児童の受入状況に応じた加算等）に基づき変更契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（開発）（二次）

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

（当 初）令和6年12月2日

（変更後）令和7年3月27日

### 4 履行期間

（当 初）令和6年12月2日から令和7年3月31日まで

（変更後）令和6年12月2日から令和7年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム

＜共同事業体の代表企業住所＞

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

＜共同事業体の代表企業名＞

日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

176,484,000円

### 7 契約内容

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（開発）（二次）を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### （随意契約の理由）

既存の児童手当オンラインシステムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。

また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属している会社である。

そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委

託する。

(変更理由)

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）（二次）の履行期間について、児童手当に係る国から制度改正に関する詳細な通知が示されたのが令和6年9月であり、制度改正後の初回支払月の令和6年12月に間に合うよう、支払いに関するシステムについて、優先的に改修を行った。

システム改修のうち、年度更新時期の変更に伴うシステム改修について実施する必要があるが、支払いに関するシステムの改修を優先したため、システム改修の完了見込みが次年度となることに伴い、履行期間に変更が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（総合テスト）（二次）

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

（当 初）令和7年1月31日

（変更後）令和7年3月27日

### 4 履行期間

（当 初）令和7年1月31日から令和7年3月31日まで

（変更後）令和7年1月31日から令和8年8月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修コンソーシアム

＜共同事業体の代表企業住所＞

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

＜共同事業体の代表企業名＞

代表者 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

12,745,700円

### 7 契約内容

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）（二次）を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### （随意契約の理由）

既存の児童手当オンラインシステムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。

また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属している会社である。

そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委

託する。

(変更理由)

児童手当拡充に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（総合テスト）（二次）の履行期間について、児童手当に係る国から制度改正に関する詳細な通知が示されたのが令和6年9月であり、制度改正後の初回支払月の令和6年12月に間に合うよう、支払いに関するシステムについて、優先的に改修を行った。

システム改修のうち、年度更新時期の変更に伴うシステム改修について実施する必要があるが、支払いに関するシステムの改修を優先したため、システム改修の完了見込みが次年度となることに伴い、履行期間に変更が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

データ標準レイアウト改版への対応に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修業務委託（開発）

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和7年1月31日

(変更後) 令和7年3月27日

### 4 履行期間

(当 初) 令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

(変更後) 令和7年2月1日から令和7年5月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

データ標準レイアウト改版への対応に伴う令和6年度児童手当ACOSシステムの改修コンソーシアム

<共同事業体の代表企業住所>

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

<共同事業体の代表企業名>

日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

28,114,900円

### 7 契約内容

データ標準レイアウト改版への対応に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修（開発）を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

既存の児童手当オンラインシステムは、日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、NECが著作権を有するソフトウェアを使用しなければシステム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。

また、本委託契約における業務の全体管理はNECが担うが、システム改修に関連する作業については、NECのグループ会社である、NECソリューションイノベータ株式会社が請け負うこととなっている。本委託契約のコンソーシアム構成員であるNECソリューションイノベータ株式会社は、NECが著作権を有するソフトウェアの使用許諾を得ており、システム改修作業を行うことができるSEが所属

している会社である。

そのため契約の相手方が特定され、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）によりNECを代表者とするコンソーシアムに委託する。

(変更理由)

データ標準レイアウト改版への対応に伴う令和6年度ACOS児童手当システムの改修の履行期間について、児童手当に係る国から制度改正に関する詳細な通知が示されたのが令和6年9月であり、制度改正後の初回支払月の令和6年12月に間に合うよう、支払いに関するシステムについて、優先的に改修を行った。

システム改修のうち、データ標準レイアウト改版への対応に伴うシステム改修について実施する必要があるが、支払いに関するシステムの改修を優先したため、システム改修の完了見込みが次年度となることに伴い、履行期間に変更が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市里親養育推進拠点事業等に係る業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

令和6年10月1日

### 4 履行期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区樋原角田町1-42

社会福祉法人積慶園

### 6 契約金額（税込み）

39,657,920円

### 7 契約内容

里親等への訪問等相談支援、レスパイト・ケアの調整、里親等相互の交流促進事業などを行う京都市里親養育推進拠点事業と、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的に養育する子育て支援短期利用事業を拠点で実施するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市里親養育推進拠点事業等に係る業務については、本市で考える手法を上回る提案を求めることで、里親支援が一層拡がっていくためのサポート体制の充実を図る等、主に価格以外の要素における契約相手方を選定する必要があり、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により公募したところ、1事業者から参加の表明及び企画提案書の提出があった。本市職員4名で構成する受託候補者選定会議において、提案内容を審査した結果、業務実施能力が十分と判断されたため、委託契約先として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市子ども・子育て支援制度システムに係る無償化システムデータ移行検証対応(試行フェーズ以降) 委託業務

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

### 3 契約締結日

令和7年1月6日

### 4 履行期間

令和7年1月6日から令和7年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

令和6年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
<共同事業体の代表企業住所>

京都府京都市下京区四条通麁屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル  
<共同事業体の代表企業名>

富士通Japan株式会社 京都公共ビジネス部 部長 古橋宏次

### 6 契約金額（税込み）

8,064,375円

### 7 契約内容

標準仕様拠システムへの移行を見据えた準備作業として構築した、無償化システム移行環境(以下、移行環境)に無償化システムデータを再移行したうえで、無償化システムと京都市子ども・子育て支援制度システム（ミサリオシステム）のデータ比較及び課題分析作業を委託するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託は、子ども子育て支援制度システムへの無償化システムからのデータ移行検証に係る設計フェーズ以降の業務を行うものであり、これらの業務には子ども子育て支援制度システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。

これらの知識を保有する者は子ども子育て支援制度システムの開発業者であるコンソーシアムを構成する3社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

(単価契約) 京都市民間保育園等障害児加配補助金及び京都市民間保育施設障害児保育対策費に係る対象児童の判定のための訪問調査業務

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

### 3 契約締結日

令和6年3月29日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階

公益社団法人 京都市保育園連盟

### 6 契約金額（税込み）

予定総額7,429,500円

### 7 契約内容

民間保育園等に対する京都市民間保育園等障害児加配補助金及び京都市民間保育施設障害児保育対策費に係る対象児童を判定するにあたり、保育現場の実態に見合った判定結果とすることを目的に、子どもの発達について専門的な知見を有する者に必要に応じて各民間保育園等の訪問調査を行わせ、判定結果の資料を作成のうえ、本市に提出させる。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を実施するには、子どもの健やかな発達のために本市がより実態に即した保育士加配を実現できるよう、子どもの発達に関する高い知識を有することに加え、本市からの依頼に対して速やかに保育園等との連絡調整を行い、調査員を派遣できる体制を有していることが必要である。このことから、契約内容は専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり